

別表 2

1. 長期優良住宅の技術的審査料金

(1) 新築に係る技術的審査料金

戸数区分	料 金 (円)		
	一般の場合	型式等の場合 ^{※2}	設計住宅性能評価書 ^{※3} 並びに適合証 ^{※4} の内、 いずれか1つ以上が添 付されている場合
戸建住宅 ^{※1} 1戸	42,000	25,200	10,000
共同住宅等 (一の建築物の住宅戸数)			
1～5戸	100,000	58,000	15,000
6～10戸	157,000	87,900	20,000
11～25戸	322,000	178,000	50,000
26～50戸	574,000	298,000	76,000
51～100戸	986,000	493,000	100,000
101～200戸	1,841,000	970,000	200,000
201～300戸	2,664,000	1,332,000	300,000
301戸以上	3,296,000	1,648,000	400,000

(2) 増築・改築に係る技術的審査料金

戸数区分	料 金 (円)		
	一般の場合 ^{※5}	評価書等がある場合 ^{※6}	適合証 ^{※4} が添付されて いる場合
戸建住宅 ^{※1} 1戸	63,000	47,250	10,000
共同住宅等 (一の建築物の住宅戸数)			
1～5戸	150,000	112,500	15,000
6～10戸	235,500	176,625	20,000
11～25戸	483,000	362,250	50,000
26～50戸	861,000	645,750	76,000
51～100戸	1,479,000	1,109,250	100,000
101～200戸	2,761,500	2,071,125	200,000
201～300戸	3,996,000	2,997,000	300,000
301戸以上	4,944,000	3,708,000	400,000

※1 店舗等を併設する戸建住宅の料金は、戸建住宅1戸の戸数区分を適用する。

※2 型式等の場合は、耐震性と省エネルギー対策のいずれかを含む2以上の認定基準について 住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書等を活用することで審査を省略できる場合に適用する。(2.も同様とする。)

※3 設計住宅性能評価書が添付されている場合は、他の評価機関において、長期優良住宅の技術的審査基準以上の等級について評価されているものをいう。

※4 適合証が添付されている場合は、他の評価機関において、長期使用構造部分の対象となる項目の全てが審査されているものをいう。

※5 増改築の場合は、耐震性が、H27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等(「木造住宅の耐震診断と補強方法(建防協)」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答解析における方法を除く)などをいい、それ以外は別途見積りとする。

※6 新築時の建設性能評価書の交付があり、耐震性の審査が省略できるものをいう。

2. 住宅性能評価と同時申請等をする場合の長期優良住宅の技術的審査料金

戸数区分	料 金 (円)	
	一般の場合(新築)	型式等の場合(新築)
戸建住宅 1戸	10,000	3,000
共同住宅等 (一の建築物の住宅戸数)		
1～5戸	2,000/戸当	1,000/戸当
6～10戸		
11～25戸		
26～50戸		
51～100戸	150,000	75,000
101～200戸	200,000	150,000
201～300戸	300,000	200,000
301戸以上		

*住宅性能評価と同時申請等をする場合は、次のものをいう。

①住宅センターに、長期優良住宅の技術的審査基準以上の設計住宅性能評価の申請を行うもの

②住宅センターで発行された、長期優良住宅の技術的審査基準以上の設計住宅性能評価書が添付されているもの

3. 計画の変更に係る技術的審査等の料金

(1) 上記別表2の1により算出された手数料の1/2とする。ただし、変更となる評価分野等が、4項目までにあつては、別表2の1により算出された手数料に、次の率を乗じた額とする。

- ①1項目の場合 10%
- ②2項目の場合 20%
- ③3項目の場合 30%
- ④4項目の場合 40%

なお、次のいずれかの内容の変更を申請する場合の手料金は無料とする。

- ①依頼者及び代理者の変更の場合
- ②依頼者及び代理者の住所の変更の場合
- ③地名地番の変更の場合
- ④評価方法基準等への適合性が容易に判断できる変更の場合

(2) 住宅性能評価と併せて変更申請する場合で、変更となる評価分野等が、変更住宅性能評価においてその内容が確認できるときの手数料は、無料とする。

(3) 適合証を再発行する場合又は上記(1)のなお書きによる変更に基づき、適合証を交付する場合の発行料金は、1適合証当たり1,000円とする。

4. 認定長期優良住宅建築証明書の交付料金（1証明書当の料金）

区分	料金（円）		
証明書	2,100		
現地調査	30,450		現地調査1回当

5. 現地調査の旅費等の加算

現地調査の実施区域が薩摩川内市甕島地区・三島村・十島村・熊毛地区・大島地区であるときは、交付料金に、次の各号に掲げる実費相当額を加算する。

ただし、加算は調査1回当たりとする。

- (1) 船舶、飛行機料金及びバス、レンタカー料金など現場までの交通費
- (2) 宿泊を要する場合は、宿泊費として一泊当たり10,800円

別表3

1. 技術的審査料金の支払い方法は、次のとおりとする。

- 1) 窓口において、現金での支払い
- 2) 指定口座への振り込み
- 3) 委託契約の場合は、委託契約に定める方法による